

不利益処分の処分基準

処 分 名	子育て支援短期利用事業実施の解除		
根拠例規及び条項	多治見市子育て支援短期利用事業実施規則(平成18年規則第48号)第10条		
所 管 部 課 名	福祉部 子ども支援課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—	
	基 準	<p>規則第10条に定めるところによる。</p> <p>第10条 市長は、利用期間が満了したとき又は利用期間中に利用の事由が消滅したときは、利用の解除の旨を申請者及び実施施設に通知するものとする。</p>	
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日
備 考			